

第4回教育委員会会議

令和8年3月23日
午後3時30分
本庁舎第11共通会議室

案 件

議案第24号

大阪市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則案

大阪市児童生徒就学援助規則の一部改正について

1 改正の理由

本市の就学援助制度において所得基準に基づく支給の審査を行う際は、従来、申請者の居住する住宅の形態（借家等・持家）に応じた基準としてきた。この度、昨今の物価高による社会情勢の変化やそれに起因する市民生活への影響を考慮し、新たな審査基準として、所得基準を住宅の形態にかかわらず一元化することとし、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

同規則において受給資格として規定の「住宅の所有状況」に係る文言を削除する。
(第4条)

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 24 号

大阪市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則案

大阪市児童生徒就学援助規則（昭和 52 年大阪市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>(受給の資格)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2)</p> <p>[ア・イ 略]</p> <p>ウ 自己及び自己と生計を一にする者の全員(当該年度の翌年度の 4 月 1 日に 18 歳以下である者を除く。以下「世帯」という。)の前年の所得の合計額が、教育委員会が世帯の人数に応じ別に定める額以下である者</p> <p>[エ 略]</p> <p>[(3) 略]</p>	<p>(受給の資格)</p> <p>第 4 条 [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2)</p> <p>[ア・イ 同左]</p> <p>ウ 自己及び自己と生計を一にする者の全員(当該年度の翌年度の 4 月 1 日に 18 歳以下である者を除く。以下「世帯」という。)の前年の所得の合計額が、教育委員会が世帯の人数及び住宅の所有状況に応じ別に定める額以下である者</p> <p>[エ 同左]</p> <p>[(3) 同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規則の施行日前にされた令和 8 年度の申請においては、改正後の例による。